

「家電製品省エネ情報提供制度」Q&A集

令和5年4月1日改訂

番号	質問	回答
○制度の趣旨関係		
1	このような制度を埼玉県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）に規定した背景は？	<p>2006年度（平成18年度）における埼玉県の二酸化炭素排出量のうち、家庭部門から排出される二酸化炭素排出量は、18%を占め、1990年度に比べ約30%増加しています。</p> <p>これは世帯数の増加にもよりますが、エアコン、冷蔵庫などの家電製品の普及が大きな要因だと思われます。</p> <p>冷蔵庫やテレビなどの大型化及び、製品によっては家庭に1台から個人に1台への流れもあり、家電製品等のエネルギー需要はさらに増えていくと思われます。</p> <p>なお、2020年度現在、埼玉県の二酸化炭素排出量のうち、家庭部門から排出される二酸化炭素排出量は約25%を占め、2013年度と比較して約21%減少しています。</p>
2	このような制度を条例に規定した目的、趣旨は？	<p>一人一人の県民が省エネに努める一方で、省エネ型製品の普及拡大が、家庭部門における二酸化炭素排出量の抑制につながるものと考えています。</p> <p>そこで、家電製品等の小売事業者が商品を販売する際に、県民（購入者）へ省エネ情報を提供することによって、購入者は価格や機能だけでなく、省エネ性能の観点から製品を選択することになり、これによって省エネ型製品が家庭に普及していくものと考えています。</p> <p>小売事業者の消費者に対する省エネ情報の提供については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第165条に、努力義務が規定されています。県では法律の努力規定を義務化し、より強力に推進することとしました。</p> <p>【参考】省エネ法抜粋 第165条 第1項 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の<u>小売の事業を行う者</u>その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換につき協力をを行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、<u>エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示</u>その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資する情報を提供するよう努めなければならない。</p>
3	令和3年12月3日の制度改正内容は？	<p>省エネ法で規定する小売事業者表示制度の改正に伴い、特定電気機器等の対象を追加しました。なお、変更後の特定電気機器等は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エアコン 2 照明器具 3 テレビ 4 電気冷蔵庫 5 電気冷凍庫 6 ガス温水機器（※） 7 石油温水機器（※） 8 電気便座 9 電気温水機器（※） <p style="text-align: right;">※…追加した機器</p>

○省エネ情報提供義務対象関係		
4	<p>省エネラベルを入手するには、どのようにしたらよいのか。</p>	<p>条例第 41 条第 1 項に基づく省エネラベルの表示義務については、省エネ法第 165 条に基づく平成 18 年経済産業省告示第 258 号「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置」による「小売事業者表示制度」に定める「統一省エネラベル」を表示することとしています。</p> <p>省エネラベルは、「省エネ型製品情報サイト」から、機種ごとに省エネラベルをダウンロードし、印刷することができます。必要な製品のラベルをダウンロードし、それを印刷して機器に表示（掲示）してください。なお、「省エネ型製品情報サイト」には温暖化対策課のホームページからもリンクしています。</p> <p>またこのサイトでは、登録された製品の情報を一覧表で表示もしています。カラープリンターが無く、ラベルを印刷できない場合でも、何らかの方法で陳列する製品の省エネ情報を提供するようにしてください。</p> <p>【参 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型製品情報サイト ・埼玉県温暖化対策課HP「家電製品省エネ情報提供制度」
5	<p>中古家電を扱っている。テレビを陳列(5台以上)販売しているが、省エネラベルの表示義務はあるのか？</p>	<p>ありません。</p> <p>省エネラベルについては、「小売事業者表示制度」に定める「統一省エネラベル」を表示することとしています。</p> <p>小売事業者表示制度では、「中古製品を販売する場合には適用しない」ことになっているので、条例第 41 条第 1 項に基づく省エネラベルの表示義務についても中古製品は対象外です。</p>
6	<p>海外製品を販売している。扱っている製品の中では省エネ情報が不明なものもある。 そういった製品も省エネラベルの表示義務はあるのか？</p>	<p>「小売事業者表示制度」は、対象製品を製造するメーカーから提供された省エネ情報を、統一された表示により購入者に対して小売事業者が提供する制度です。したがってメーカーから省エネ情報を提供されていない製品については表示も説明もできないこととなりますので、小売業者に表示義務を課することは不可能です。</p> <p>しかしながら、購入者への商品説明のなかで、省エネ性能が不明である旨と、わかる範囲での説明を行うように努めてください。</p> <p>【参 考】</p> <p>各製品の省エネ情報については「省エネ型製品情報サイト」で確認するか、製造事業者等に表示が義務付けられている省エネ情報を確認してください。</p>
7	<p>数年前に製造された型遅れの製品を陳列販売している。扱っている製品の中では省エネ情報が不明なものもある。 そういった製品も省エネラベルの表示義務はあるのか？</p>	<p>上記小売事業者表示制度は、対象製品を製造するメーカーから提供された省エネ情報を統一された表示により小売事業者が購入者に提供する制度です。したがってメーカーから省エネ情報を提供されていない製品については表示も説明もできないこととなりますので、小売業者に表示義務を課することは不可能です。</p> <p>しかしながら、購入者への商品説明のなかで、例えば「この製品の型は古いので最新機器に比べ省エネ性能が低い。電気代はお得ではない」のような省エネ性能上の製品比較といった観点での説明を行うように努めてください。</p>

8	<p>エアコンなど対象機器（特定電気機器等）を通信販売やカタログ販売している場合は義務が発生するののか？</p>	<p>条例では、義務対象とする特定電気機器等販売事業者について、前段で「規則で定める電気機器等を店舗において販売する事業者」と定義しています。店舗によらない販売については義務対象とはなりません。</p> <p>しかしながら制度の趣旨に鑑み、購入者への製品の省エネ性能の情報提供に御協力ください。</p>
9	<p>イベント会場で家電製品の販売を行っている。その場合も対象機器のいずれかを5台以上陳列していれば、省エネラベルの表示義務はあるののか？</p>	<p>条例では、義務対象とする特定電気機器等販売事業者について、前段で「規則で定める電気機器等を店舗において販売する事業者」と定義しています。</p> <p>また「店舗」については、大規模小売店舗立地法の「通常店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間 60 日以内であれば、『小売業を行う店舗』としない。」とする解釈を踏襲しています。</p> <p>したがって、この定義に当てはまらなければ「店舗」にならず、条例の義務対象とはなりません。</p> <p>しかしながら制度の趣旨に鑑み、購入者への製品の省エネ性能の情報提供に御協力ください。</p>
10	<p>テレビを陳列販売しているが、時期によって陳列している台数が5台前後で一定していない。5台並べているときは義務対象で、4台のときは義務ではないということか？</p>	<p>条例の規定で「いずれかを5台以上」としている以上、そのような解釈になります。</p> <p>ただし、今後5台以上陳列する場合はあるのであれば、たとえ5台未満となった場合でも義務対象者と同じように表示、説明に努めるようお願いします。</p> <p>なお、条例では、義務対象以外の電気機器等販売事業者（テレビ等の陳列販売が5台未満）についても、省エネラベルの表示と購入者への省エネ性能の説明に努めるように定めています。</p>
11	<p>エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座を各2台ずつ陳列販売している。対象機器の陳列台数は合計8台となるが、義務対象となるか？</p>	<p>条例の規定で「いずれかを5台以上」としていますので、この場合は義務対象とはなりません。</p> <p>なお、条例では、義務対象以外の電気機器等販売事業者（エアコン等の陳列販売が5台未満）についても、省エネラベルの表示と購入者への省エネ性能の説明に努めるように定めています。</p>
12	<p>現在、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫は各1～2台ずつしか陳列していないが、電気便座は常時5台以上陳列販売している。</p> <p>省エネラベルの表示義務は電気便座のみに生じると考えてよいか？</p>	<p>条例の規定では「いずれかを5台以上」陳列販売している場合は、対象機器すべて（陳列台数5台未満の機器を含む。）について省エネラベルの表示義務が生じることになります。</p> <p>よって、5台以上陳列販売している電気便座に加え、陳列台数に関わらず、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫に表示義務が発生します（照明器具、電気冷凍庫、ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器を陳列している場合は、それらも対象）。</p> <p>加えて、条例第41条第2項に定める電気機器等の省エネルギー性能の説明義務も発生しますので、御留意ください（省エネルギー性能説明対象機器は次の質問参照）。</p>
13	<p>条例41条第2項に「購入者に対して電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならない」とあるが、電気シェーバー、ドライヤーといった類のものまで説明しなければならないののか？</p>	<p>条例第41条第2項に定める「電気機器等」については規則第25条に「平成18年経済産業省告示第258号に定めるエネルギー消費機器とする。」と規定しています。</p> <p>現在「経済産業省告示第258号（小売事業者表示制度）」には、エアコン、照明器具、テレビ、パソコン、磁気ディスク装置、VTR、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、ルーティング機器、スイッチング機器、電気温水機器、電球の計20製品が定められています。</p> <p>したがって、省エネルギー性能を説明しなければならない電気機器等は上記20製品のうち、実際に販売している製品になります。</p>

14	<p>「省エネルギー性能について説明しなければならない」とあるが、具体的にはどのようなことを説明すべきなのか？</p>	<p>省エネ型製品情報サイトや、メーカーから提供される製品の省エネ情報を説明することになります。具体的には省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率（年間消費電力量）、目標年度のほか品目によって年間電気料金、待機時消費電力量などの省エネラベリング制度の枠組みの内容を、製品比較の観点から説明していただくことを義務付けています。すなわち購入者が省エネ性能の観点から上手な製品選択をできるような説明を求めています。</p> <p>さらに県としては、この制度の趣旨である家庭部門での二酸化炭素排出削減の観点から、例えばエアコンの場合、お部屋のカーテンを閉めて暖房効率を上げる、「フィルターはこまめに掃除する」などの節電につながる上手な使い方の説明をしていただくことを期待しています。</p>
15	<p>ガス調理機器を販売しているが、家電製品は扱っていない。 説明すべき品目になっているようだが、説明する義務があるのか？</p>	<p>条例では、義務対象とする特定電気機器等販売事業者について、義務対象となるのはエアコン、照明器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電気温水機器のいずれかを5台以上陳列販売する電気機器等販売事業者（店舗）です。したがって、これら9機器を扱っていない場合は義務とはなりません。</p> <p>しかしながら、小売事業者表示制度では、ガス機器についてもエネルギー消費機器として省エネ性能を説明すべき品目とされています。より省エネ性能に優れた製品を普及させるといふ制度の趣旨に鑑み、購入者への製品の省エネ性能の情報提供に御協力ください。</p>
<p>○省エネルギー性能説明推進者選任・届出義務</p>		
16	<p>店舗面積は3,000㎡以上で、その一画で家電製品等の売り場を設けている。家電製品等の売場面積は1,000㎡未満であるが、その場合も省エネルギー性能説明推進者を選任する義務があるか？</p>	<p>条例第42条に定める省エネルギー性能説明推進者を選任する義務対象となる規模以上の店舗について、規則第28条第1項に「電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が1千平方メートル」と定めています。また、同条第2項に「1千平方メートル以上の店舗ごとに選任」すべきと定めています。</p> <p>したがって、店舗面積全体が1千平方メートル以上であっても、電気機器等その他のエネルギーを消費する機械器具の売場の合計面積が1千平方メートル未満であれば選任義務はありません。</p> <p>ただし、省エネラベルの表示義務や省エネルギー性能の説明義務については、面積要件はありませんので、売り場面積に関わらず、対象機器いずれかを5台以上陳列している場合は義務対象となりますので、御注意ください。</p>
17	<p>省エネルギー性能説明推進者には、何か資格が必要なのか？</p>	<p>選任すべき省エネルギー性能説明推進者の要件として、規則第28条第2項に「その販売員を指導するために必要な電気機器等の販売に関する実務経験及び電気機器等の省エネルギー性能に関する十分な知識を有する者又は知事が適当と認める講習を修了した者」と定めています。</p> <p>なお、具体的な基準として、省エネルギー性能説明推進者の選任の基準（平成30年3月23日施行）を定めており、その内容は以下のとおりです。</p> <p>販売員を指導するために必要な電気機器等の販売に関する実務経験とは、販売責任者の立場を1年以上経験していることとしています。販売責任者とは、店長や副店長の他、販売員に対して指導ができる立場であれば職位は問いません。</p> <p>電気機器等の省エネルギー性能に関する十分な知識を有する者とは、家電製品総合アドバイザー認定者及び家庭の</p>

		省エネエキスパート検定合格者としています。 知事が適当と認める講習とは、温暖化対策課が実施する省エネルギー性能説明推進者講習会としています。
18	複数配置しても良いのか？	同一店舗に複数選任することを妨げるものではありません。ただし、連絡や県職員の立入検査が円滑に行われる体制としていただくようお願いいたします。
19	選任義務対象となる複数店舗に推進者を兼務して選任しても良いか？	原則としては、義務対象となる店舗に所属（常駐）する従業員のうち、しかるべき方が選任されるものと想定しています。
20	勤務地が必ずしも当該店舗でない者を選任しても良いか？	
○その他		
21	この制度は県内一律か？	条例第 53 条及び規則第 29 条の定めにより、条例第 41 条第 1 項の規定（省エネラベルの表示義務）は、川越市内の店舗については県条例の対象外となっています。 ただし、その他の規定（省エネルギー性能説明義務、特定電気機器等販売事業者以外の者の表示・説明努力義務、一定規模以上の店舗の省エネルギー性能説明推進者の選任・届出義務）は、県内一律の規定となっています。 なお、川越市においても、川越市条例により、省エネラベルの表示義務が定められています。